空き家活用支援補助命

空き家の活用を応援しています!

令和5年度事業期間(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること

「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」若しくは 「廿日市地域・大野地域の**市街化区域外**」

【対象】 次のいずれかに該当する 空き家

- □ 空き家バンクに登録されている物件
- □ 地域支援員等のマッチングにより活用が決まった物件
- □ 地域自治組織により、高齢者サロンなどの公益的利用 されることが決まった物件(市域全域対象)

【 対象者 】 次のいずれかに該当する方

- □ 対象物件の所有者
- □ 対象物件を購入(賃借)する者
- □ 地域自治組織

【 補助金の額 】 ※③改修…子育で加算あり

	対 象	対象経費	補助率	補助上限額
1	手続き等	5万円以上	1/2	20 万円
2	家財整理	5万円以上	1/2	20 万円
*	改 修	30万円以上	1/2	40 万円 若年又は子育て(※1) +20 万円
4	D I Y	5万円以上	1/2	10 万円

※1 に該当する方は補助上限合計額の上限が 100 万円

① 手続き等(権利関係の整理に必要な費用) 例:相続整理、不動産登記

② 家財整理

例:家財の処分、敷地内の木の伐採、除草

③ 改修(若年又は子育て世帯には加算有り) 居住の用に供する部分のリフォーム

④ DIY(自己改修のための材料の購入費用)例:ペンキ、壁材、床材

申請手続きの流れ

重要!

①申請書の提出

必ず、補助対象事業の着手前に 補助金交付申請書の提出が必要です。 裏面に記載の書類とあわせて市に提出して下さい。

予算には限りがあり、 先着順となります 市が書類を審査します (1~2週間程度)

②交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

③手続きや工事に着手

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

重要!

④実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、<u>令和6年3月初旬までに</u> 実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します (1~2週間程度)

⑤補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要!

⑥請求書の提出

確定通知書を交付されたら、令和6年3月31日までに 請求書を市に提出します。

市が入金準備をします (1ヵ月程度)

⑦補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係

廿日市市下平良一丁目 11番1号

TEL: 0829-30-9187 FAX: 0829-31-0999 メール: jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



空き家活用支援補助金の申請における必要書類リスト

① 手続き等

- 1.交付申請書
- 2.見積書(司法書士事務所等に依頼)
- 3.登記簿(法務局で取得可能)

②家財整理

- 1.交付申請書
- 2.見積書
- 3.写真(家財処分前の住宅、草木等)

③ 改 修

- 1.交付申請書
- 2.見積書
- 3.改修予定箇所の写真、間取り図
- 4.表面※1に該当の方は生年月日の分かるものの写し(運転免許証等)

4 D I Y

- 1.交付申請書
- 2.見積書(ホームセンターの窓口などで取得)
- 3.自己改修予定箇所の写真、間取り図、設計図など